

# 住宅の省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額について

平成 20 年度税制改正において、地球温暖化防止に向けて家庭部門の CO2 排出量の削減を図るため、既存住宅において省エネ改修工事を行った場合、固定資産税の特例措置「住宅の省エネ改修促進税制」が創設されました。

この制度により、住宅に一定の要件を満たす省エネ改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額が減額されます。(地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項、第 10 項)

住宅のバリアフリー改修にともなう減額措置のみ重複適用が可能です。

## 1 減額の対象となる住宅の要件

- (1) 平成 20 年 1 月 1 日以前から所在する住宅であること。
- (2) 居住部分の割合が当該家屋の 1/2 以上であること(ただし、賃貸部分は除きます)。
- (3) 通常の住宅

平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、 ~ までの工事のうち  
(必修)を含む工事であること。

窓の日射遮蔽性を高める改修工事

床の断熱改修工事

天井の断熱改修工事

壁の断熱改修工事

\* ~ までの改修工事により、改修部位がいずれも現行の省エネ基準に適合すること

認定長期優良住宅に該当することとなった住宅

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に上記の改修工事を行い、建築基準法に基づく現行の長期優良住宅の認定基準に適合すること。

改修工事に要した費用が 50 万円を超えること。

ただし、補助金等の交付がある場合には、当該バリアフリー改修工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額が、50 万円を超えること。

## 2 手続き

改修工事完了後 3 月以内に、『住宅の省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額申告書』に必要事項をご記入のうえ、関係書類を添付して本市資産税課へ申告してください。

【関係書類】

- (1) 納税義務者の住民票の写し(本市在住者は不要)
- (2) 建築士等の発行する熱損失防止改修工事証明書
  - \* 建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人による証明
- (3) 長期優良住宅であることを証する証明書(長期優良住宅に認定されている場合)

- (4) 住宅の省エネ改修工事に要した費用の領収書の写し

### 3 減額の内容・期間

- (1) 省エネ改修工事が完了した翌年度分に限り、固定資産税が減額されます。
- (2) 一戸当たり120㎡の床面積相当分までの固定資産税額の1/3(長期優良住宅の認定を受けた場合は2/3)が減額されます。